

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 25 期 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで

2024 年 8 月 23 日作成

監査法人名	高志監査法人
所在地	新潟市中央区万代四丁目 4 番 27 号 新潟テレコムビル 401 号
代表者	渡部 政記

一.業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1)目的

財務書類の監査証明業務

財務書類の調製・財務に関する調査、立案、相談業務

(2)沿革

2000 年 6 月 法人設立

現在に至る

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1)業務概要

当監査法人は、金融商品取引法監査、会社法監査、学校法人監査、社会福祉法人監査、医療法人監査等の法定監査を中心に監査業務を実施している。当事業年度末の被監査会社数は 15 法人であり、当事業年度における監査業務に係る収入は 144,517 千円となった。

また、当事業年度における非監査業務に係る収入は 3,321 千円となった。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし。

(3)監査証明業務の状況

* 2024 年 6 月 30 日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	2 社	2 社
金商法監査	1	

会社法監査	4	
学校法人監査	0	
労働組合監査	0	
その他の法定監査	8	
その他の任意監査	0	
計	15	2

(4) 非監査証明業務の状況

非監査証明業務は6件実施した。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当監査法人は、経営の基本方針として、下記の「経営方針」と「行動指針」を定めている。

「経営方針」

1. 私たちは、公認会計士として厳正な監査をもって社会の要請に応えます。
2. 私たちは、研修体制、審査体制を充実強化し、時代の要請に応える高品質な監査を行います。
3. 私たちは、新潟県の監査法人としての特徴を生かし、地域社会への貢献を目指します。

「行動指針」

1. 公認会計士としての職業倫理を保持しコンプライアンスを実践します。
2. 組織内外からの信頼を得るために常に向上心を持って行動します。
3. 地域社会や監査先への貢献意欲を保持して行動します。
4. 専門知識と能力の研鑽に励み高品質な監査の提供が出来る公認会計士として行動します。
5. 常に職業的懐疑心を保持し、不正リスクに対しては職業的懐疑心を発揮して不正を見逃さない監査を実施します。
6. 開放的で自由闊達な議論の出来る事務所環境を維持し安心して働ける場を実現します。適時に会計監査を巡る課題や知見、経験を共有できる風土を醸成します。

経営管理に関する措置

(品質管理重視の経営方針の周知)

経営方針及び行動指針において、職業倫理、監査品質の保持に重点を置いた経営姿勢を明確にし、当法人の全構成員に対して、日々の業務や定期的に関催される会議、研修会、面談等で周知している。

(ガバナンス体制及びその運用)

・社員間の相互監視・相互牽制の仕組みを構築し、運用している。

- ・組織図のとおり、全社員が事務所の運営に参画する組織体制を構築している。重要事項については社員会にて協議・決定し、理事長など特定の社員が独断で決定できない体制としている。また、毎月の定例社員会において、業務運営上のリスクについて共有を図り、識別されたリスクへの対応について協議・決定している。
- ・業務運営の組織的かつ継続的な実施を実現するために、必要なルールや手続を規程やマニュアルとして整備し、運用している。また、品質管理に主として従事する者を選任し、社員の法人業務への関与度合もモニタリングする体制としている。
- ・経営機関による業務運営の実効性を監督・評価するために、社員の評価項目を設定し、定期的に社員相互の評価を実施している。そこで得られた評価結果については、社員会で報告され、業務運営体制のより一層の改善を図っている。

法令遵守に関する措置

- ・品質管理規程において、理事長を法令遵守の責任者として定め、インサイダー取引防止規程等の各種規程を整備するとともに、研修や理事長との面談等を通じて、法令遵守に関する周知徹底を図っている。
- ・当法人のホームページにおいて「経営方針」「行動指針」を掲載、監査ホットライン（通報窓口）を設置し、情報収集と対応を行っている。

その他

該当事項なし。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保(独立性の保持のための方針の策定)

- ・品質管理規程をはじめとして、職業倫理及び独立性に関する各種規程を整備し、運用している。
- ・独立性については、日本公認会計士協会が公表する独立性のチェックリストを使用し、独立性に係るチェックを実施している。
- ・業務執行社員等のローテーション計画を策定し、法令及び倫理規則等に準拠していることを確かめている。

業務に係る契約の締結及び更新

- ・品質管理規程等において、業務に係る契約の締結及び更新について、審査の方法も含めた方針及び手続を定め、運用している。
- ・業務に係る契約の締結及び更新に際しては、関与先の誠実性の理解や当法人が業務を実施するための適正、能力及び人的資源などを十分に検討し、文書化している。

業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

- ・社員評価規程に基づき、毎年全社員の評価を実施し、評価結果をもとに、社員会にて各社員の報酬を決定している。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

- ・品質管理規程および研修規程にて、研修についての基本的な方針等を定めている。
- ・業務従事に際して、毎年履修結果報告書の提出を必須とし、CPDの履修必要単位数を履修していることを確認している。また年度途中にも単位数についてはモニタリングを行い、注意喚起を行っている。
- ・従事予定の業務に応じて、専門要員が受講すべき重要な研修を指定し、受講状況の確認を行っている。

ウ. その他

該当事項なし。

業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

- ・品質管理規程において、基本方針や手続、外部の問合せ先等、詳細・具体的な手続を定め、運用している。
- ・上記規程に基づき、外部の専門家と専門的な見解の問合せに関する契約を締結している。

イ. 監査上の判断の相違の解決

- ・品質管理規程において、監査上の判断の相違の解決に関しての方針と手続を定め、運用している。監査上の判断の相違が生じた場合、監査責任者は監査上の判断の相違を解消するための適切な措置をとるとともに、品質管理委員会の合議、専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決することとしている。監査上の判断の相違が解消しない限り、監査報告書を発行しないこととしている。

ウ. 監査証明業務に係る審査

- ・品質管理規程及び審査規程を定め、監査証明業務のすべてに審査担当者を指名し、監査証明業務に係る審査を実施している。なお、重要な事項については、品質管理委員会の協議事項としている。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

- ・すべての監査業務に電子監査調書システムを導入している。
- ・最終的な整理が終了した監査調書(電磁的に記録された監査調書)は、品質管理担当責任者が管理するとともに、監査チームにはシステム的に閲覧権限のみを付与し、編集、削除はできない仕組みとしている。
なお、電子監査調書システムの導入後も一部残る紙面調書については、最終的な整理が終了した後は、品質管理委員長が管理し、監査チームが直接触れることができない仕組みとしている。

オ.その他

該当事項なし。

業務の品質の管理の監視に関する措置

- ・品質管理規程において、品質管理のシステムに関する監視及び評価について方針及び手続を定めている。
- ・当法人のモニタリング活動は、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組合せにより構成され、業務の品質の管理の監視に関する責任者は、監視活動の結果について、適時に最高経営責任者である理事長に報告し、迅速かつ適切な措置を講じている。

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

- ・品質管理規程において、品質管理システムに関する最高責任者を理事長とし、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者を品質管理委員長として、社員会にて選任する旨を定めている。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

定款で社員資格を公認会計士に限定しているため、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはない。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

2022 年 3 月(通常レビュー)

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当監査法人の品質管理に関する最終的な責任を負う理事長が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認している。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当事項なし。
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項なし。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項なし。

(2) 提携を開始した年月

該当事項なし。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項なし。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項なし。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
9人	-人	9人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要な事項に関する意思決定	9人	-人	9人

・事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	

(主)高志監査法人	新潟市中央区万代四丁目 4番 27 号新潟テレコムビル 401 号	9 人	- 人	9 人	0 人
(従)該当なし					

3. 監査法人の組織の概要
別紙「組織図」参照

五. 財産の概況
売上高の総額

(単位:千円)

	第 24 期 2022 年 7 月 1 日 ~ 2023 年 6 月 30 日	第 25 期 2023 年 7 月 1 日 ~ 2024 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	159,527	144,517
非監査証明業務	2,141	3,321
合 計	161,669	147,838

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称
新潟交通株式会社
北越メタル株式会社

別紙 組織図

